

○ 稲川土地改良区定款

昭和47年5月16日制定

〔認可〕

改正 昭和52年2月7日 昭和56年1月29日
昭和57年5月22日 昭和58年12月10日
昭和60年3月5日 昭和62年11月4日
昭和63年3月17日 平成4年6月1日
平成7年12月6日 平成9年3月21日
平成12年3月9日 平成13年3月9日
平成14年3月7日 平成17年12月12日
平成22年3月26日 平成22年9月10日
平成23年3月2日 平成23年9月2日
平成24年3月14日 平成25年3月19日
平成26年3月12日 平成27年3月11日
平成27年8月28日 平成28年3月11日
平成29年3月10日 平成30年3月28日
平成31年3月8日

第1章 総則

（目的）

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

（名称及び認可番号）

第2条 この土地改良区は、稲川土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、指令耕建第552号である。

（地区）

第3条 この土地改良区の地区は、別表に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

（事業）

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- 一 東福寺ため池堰堤、地区内に灌漑する沼堤の改修並びに維持管理
- 二 皆瀬川、成瀬川、落合川、大谷川、大小沢川及び駒形黒沢川から引水する灌漑施設並びに皆瀬川、成瀬川、大谷川、大小沢川及び駒形黒沢川への排水施設の新設、改修並びに維持管理
- 三 地区全域にわたる農道の新設、改修並びに維持管理
- 四 農用地の改善及びその保全、若しくは利用上必要な施設の災害復旧

- 五 この土地改良区は第1号、第2号の維持管理に附帯して地区内における共同施行事業で造成した施設の管理業務を受託することができる。
- 六 戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業（秋田県農林漁業振興臨時対策基金事業）に係る次の業務
- (1) 戦略作物高収量・高品質実現排水強化事業モミガラ補助暗渠単独施工型
 - (2) 戦略作物高収量・高品質実現排水強化事業水田排水総合強化型
 - (3) 農業水利施設長寿命化対策支援事業
 - (4) 地下かんがいシステム導入支援事業
- 七 農業基盤整備促進事業（定額助成）
- 八 農業水利施設保全合理化事業
- 九 農地中間管理機構から委託を受けて行う事業
- 十 農地耕作条件改善事業
- 2 この土地改良区は、県営土地改良事業によって造成された施設を管理委託された場合は、これを受託し、譲与された場合はこれを譲受する。また、湯沢市・秋田県土地改良事業団体連合会など関係団体より農業農村整備に係る事務若しくは事業を委託された場合、土地改良区の業務に支障がないと判断された場合は、これを受託することができる。
- 3 この土地改良区は、その事業を害しない範囲内で当該施設を外の目的に使用させることができる。
- 4 この土地改良区は、第1項の事業を行うにあたり、多面的機能支払交付金に係る当該活動組織に参画する場合にあって、当該活動組織からその事務を委託される場合は、これを受託する。

（事務所の所在地）

第5条 この土地改良区の事務所は、秋田県湯沢市川連町字上平城 120 番地に置く。

（公告の方法）

- 第6条** この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市の掲示場に掲示してこれをする。
- 2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し、又は秋田魁新報に掲載するものとする。

第2章 会議

（総代会）

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

（総代の定数）

第8条 総代の定数は45人とする。

（総代の選挙）

第9条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙32(-52)

規程で定める。

（総代の任期）

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

（総代の失職）

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

（通常総代会の時期）

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

（組合員の請求による会議招集）

第13条 組合員が、総組合員数の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

（議決方法の特例等）

第14条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併並びに解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第15条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

（議長）

第16条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

（総会）

第17条 第13条から前項までの規定は、総会について準用する。

第3章 役員

（役員の数）

第18条 この土地改良区の役員定数は、理事10人及び監事3人とする。

2 前項の監事定数のうち、2人は組合員とし、1人は法第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

（役員選挙）

第19条 役員は、総代が総代会において選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、役員選挙に関し必要な事項は、附属書役員選挙規程で定める。

（理事長及び副理事長）

第20条 理事は理事長及び副理事長各1人を互選するものとする。

第21条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は理事長を補佐し、業務を処理する。ただし、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長、副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長、副理事長が欠員のときはその職務を行う。

（事務の決定）

第22条 この土地改良区の仕事は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な仕事については、理事長の決するところによる。

（監事の職務）

第23条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の仕事及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

（役員任期等）

第24条 役員任期は4年とし、総選挙により選挙された役員就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び法第134条第2項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される役員任期は、退任した役員残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、役員全員にかかるとき、その任期は前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

（役員失職）

第25条 理事又は監事が、その被選挙権を失ったとき又はその所属する被選挙区を異動したときは、その職を失う。

第4章 経費の分担

（経費の分担の基準）

第26条 第4条第1項第1号から第4号までの事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

2 前項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

（負担金及び分担金）

第27条 この土地改良区は法第91条及び定款第4条に掲げる事業の規定に基づき、稲川地区県営かんがい排水事業及び駒形地区担い手育成基盤整備事業（高度利用型）並びに稲庭地区県営農業用河川工作物応急対策事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

3 第1項の分担金に充てるための賦課金のうち、暗渠排水事業に係るものは、前項の規定に拘らず、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、事業費割に賦課する。

第27条の2 この土地改良区は、戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業及び県営地下かんがいシステム導入支援事業、県営水田畑地化基盤整備事業に要する経費の一部を負担する。

2 前項の経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。また、県営地下かんがいシステム導入支援事業、県営水田畑地化基盤整備事業の施行に係る土地については、組合員に対し、事業費割に賦課する。

（徴収の方法）

第28条 前2条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

（夫役の履行）

第29条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

（特別徴収金）

第29条の2 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第29条の3 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、県営土地改良事業

に係る特別徴収金を負担する。

- 2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

（督促）

- 第30条** 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を發してこれをするものとする。

（過怠金）

- 第31条** 第26条、第27条、第27条の2、第29条の2又は第29条の3の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、納期限の翌日から起算して1か月を超えてこれを滞納し、又は夫役現品につき出役期間の末日の翌日から起算して1か月を超えてこれを履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納日数に応じて滞納額につき年14.6パーセントの割合で計算した額の延滞金並びに督促状を發した場合には督促手数料100円を過怠金として徴収する。
- 2 前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。
- 3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑則

（課及び委員会）

- 第32条** この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として課を置く。
- 2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。
- 3 理事会は、前2項に規定する各課又は各委員会ごとに担当理事を定める。

（加入金）

- 第33条** 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。
- 2 前項の加入金の額は、10アールにつき金50,000円の範囲内において総代会の議決により定める。

（賦課金以外の徴収金についての過怠金）

- 第34条** 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮精算金及び換地計画において定める清算金については第31条の規定を準用する。

（基本財産）

- 第35条** この土地改良区に基本財産を設けることができる。
- 2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

（財産の分配の制限）

第36条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

（事業年度）

第37条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（委任）

第38条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則（昭和47年5月16日認可）

この定款は、認可の日から施行する。

附 則（昭和52年2月7日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（昭和56年1月29日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（昭和57年5月22日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（昭和59年1月30日認可）

- 1 この定款変更中、第8条の規定の変更は現在の総代の任期満了、その他の事由による次期総選挙のときから適用し、それまではなお、従前の例による。
ただし、現に総代である者の任期中に総代の定数に欠員が生じた場合は、その減少後の数が改正後の定款第8条に規定する定数に至るまでは、その数を以って定数とみなす。
- 2 この定款変更中、第16条の規定の変更は、現在の役員任期満了、その他の事由による次期総選挙のときから適用し、それまではなお、従前の例による。
ただし、現に役員である者の任期中に役員定数に欠員が生じた場合は、その減少後の数が改正後の定款第16条に規定する定数に至るまでは、その数を以って定数とみなす。又、役員選挙規程第2条変更中の規定も同じである。
- 3 この定款変更中、第18条及び第19条の規定の変更は、現在の役員任期満了のときから適用し、それまではなお、従前の例による。
- 4 この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（昭和60年6月24日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（昭和62年11月4日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（昭和63年3月17日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成4年6月1日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成8年7月8日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成9年5月16日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成12年3月28日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成17年12月28日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成22年7月5日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成22年10月12日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成23年3月9日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成23年9月28日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成24年3月26日認可）

1 この定款変更中、第16条の規定の変更は、現在役員任期満了、その他の事由による次期総選挙のときから適用し、それまではなお、従前の例による。

ただし、現役員である者の任期中に役員定数に欠員を生じた場合は、その減少後の数が改正後の定数に至るまでは、その数をもって定数とみなす。また、定款付属書役員選挙規程第2条についても同様とする。

2 この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成25年4月10日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成27年3月24日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成27年9月11日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成29年3月17日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成30年3月28日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則（平成31年4月4日認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

ただし、利水調整規程に係る部分については、その制定した日から施行する。

別表

地 域 調 書

定款の基本となるべき事項
地区となるべき地域

地区名	大字名	小 字 名					
皆 瀬	皆 瀬	藤 倉	白 沢	塞 神	雨 生	稗 田 沢	弥 兵 五 原 川
稲 庭	稲 庭 町	二 階	大 谷	小 沢	大 小 沢 出 口	早 坂	早 坂 下
		山ノ下	内記川原	八郷川原	万 田 平	榎	三 嶋
		中 嶋	八 郷	稲 庭	大 森 沢	中 川 原	新 町 下
		沢 口	沢 口 台	五社ヶ沢	新 城	新 城 台	谷 地
		新屋布	観 音 寺	高 野	鍛 冶 屋 布	桃 倉	下 桃 倉
		玉ヶ沢	朝 月	日 照 田	岩 城	上 川 原	下 川 原
		上 段					
三 梨	三 梨 町	上 堀	下 堀	上 猿 城	下 猿 城	猿 城	新 処
		新 処 下	桜 田	熊ノ堂	菰 田	棚 山	百 目 木
		樽 木	高 檀	御 嶽 堂	烏帽子橋	上 宿	上 宿 下
		下 宿	四 日 市	間 明 田	白 旗	古 三 梨	清 水 小 屋
		清 水 小 屋 川 原	上 久 保	京 政	京 政 下 川 原	羽 竜	羽 竜 下 川 原
		下 羽 竜	羽 竜 北 平	沼 頭	沼 尻	前 平	北 平
		山 崎	長 者 森	滝 の 上	八 瀬 下 長 根	沢 尻	宮 田 屋 布 前
		宮 田 下 川 原	宮 田 若 神 子	宮 田 岩 留	宮 田	宮 田 明 神 堂	飯 田 上 野 沢
		飯 田 前 森	飯 田 萱 場 沢	飯 田 掬 下	飯 田 石 野 川 原	飯 田 稻 荷 田	飯 田 稻 荷 山
		飯 田 葦 谷 地	飯 田 志 々 鼻	飯 田 上 野	飯 田 上 飯 田	飯 田 二 ツ 森	
川 連	川 連 町	大 館 中 野	大 館 水 川	天 王	大 館 山 王	大 館 山 王	大 館 城 面
		大 館	大 館 千 刈	大 館 布 前	大 館 疔 橋	下 平 城	上 平 城
		大 館 川 原	黒 森	中 久 保	大 関 下	万 九 郎 屋 布	大 掬 下
		大 田 面	村 下	平 城 下	道 上	道 下	田 屋 面
		掬 上	掬 下	高 橋	大 関 合	獅 子 森	清 水 屋 布
		杉 田	外 堀	上 野	烏 ヶ 出	野 村	助 四 郎 谷 地
		高 掬 下	久 保				